

とっとり起業家コミュニティ形成事業企画運営業務委託仕様書

1. 業務名 とっとり起業家コミュニティ形成事業企画運営業務（以下「本業務」という。）

2. 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

3. 目的及び業務内容

鳥取県内のスタートアップや起業家に対し、新規事業の事業化や事業成長に伴う悩みを共有・相談でき、必要な情報、ロールモデルに触れる場の創出を目的として、参加者が起業や事業成長に必要な知識・ノウハウを習得できるイベントの実施及び参加者で相互交流を継続的に行うことができる起業家コミュニティの運営を行う。

【実施業務】

(1) 起業や新事業創出、スタートアップに関するセミナー等を通じた起業家コミュニティの醸成、活発化を目指し、スタートアップや新事業創出についての知識・ノウハウを学ぶことができるセミナー、勉強会や起業家・支援機関等の交流イベント等を年間で最低12回程度開催する。

(コミュニティのメインターゲットとなる方：大きな事業成長や、事業成長と社会性の両立を志向する起業家や経営者等)

ア 企画内容の検討

各イベントの内容、進め方、スケジュールについて、鳥取県と協議をしながら詳細な検討を行う。

イ 準備、情報発信活動

各イベントの実施までの関係者との連絡調整、会場の準備、参加者募集に係る事務、参加者確保のための情報発信を行う。

ウ 講師の招へい

鳥取県内外の経験豊富なスタートアップやゼブラ企業等の起業家及び豊富な支援経験を有する企業や講師の招へい、謝金・交通費の支払事務を行う。

エ イベント当日運営

イベント会場で当日の設営・運営を行う。

オ イベント終了後のフォローアップ

参加者へアンケートを実施する等、イベント毎に効果や参加者のニーズ調査を行い、適宜他イベントに反映する

※イベント規模の大小は問わない

※一部のイベントについては、講師等を鳥取県が指定する場合も考えられる

※イベント開催にあたっては、自家用車を持たない者も参加しやすいように配慮すること

※コミュニティの醸成を行うため、イベント開催時期を一定の頻度で固定したり、開催日を曜日で固定したりするなど、参加者が意識しやすい開催日程を考慮すること

(2) 情報発信業務

SNS等を用いて(1)のイベント参加者や鳥取県内の起業家等がオンライン上でも継続的に交流できる環境を整備及び管理するとともに、定期的な情報発信を行う。

(3) 鳥取県が別途委託にて実施予定の以下関連事業に係る情報発信への協力

| 委託事業名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 地域起業家アクセラレーションプログラム | 地域課題の解決等、鳥取県内に根ざしたビジネスを検討・実施している起業家・起業家予備軍を対象に、当該事業を成長性のある事業へ磨き上げる伴走支援プログラムを実施する。(1→10の支援、ゼブラ企業の創出等) |

| | |
|--------------|---|
| | <p><事業期間> 令和6年9月～令和7年1月（予定）</p> <p><事業内容> 事業プランの実現性、継続性、成長性を高める伴走支援プログラム （プログラム期間は2か月以内を想定）</p> |
| 潜在起業家発掘プログラム | <p>潜在的な起業関心者層の発掘等を目的として、プログラミングを通して参加者が起業に必要な知識・ノウハウを学ぶことができるプログラムを実施</p> <p><事業期間> 令和6年9月～令和6年12月（予定）</p> <p><事業内容> プログラミングを通じた起業ノウハウ等を学べるプログラムの実施 （2日程度の座学講義と1日程度の発表会兼交流会を想定）</p> |

(4) (1)～(2)における一連の事務局業務

本業務の実施にあたっては、適宜、鳥取県と協議を行いながら進めるものとする。

4. その他

(1) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的で利用することはできない。本業務終了後も、また同様とする。

(2) 本業務の契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(3) 本業務を進める上で疑義が生じたときは、受託者は鳥取県と協議の上、業務を遂行する。